

平成28年度事業計画

理念

社会福祉協議会（以下「社協」という。）は、住民主体の理念に基づき、地域が抱えている多種多様な福祉課題を地域全体の問題と捉え、福祉コミュニティの構築と地域福祉の推進に努めます。

1 基本方針

支援が必要な高齢者や障がい者、子育て中の家庭において、近所付き合いの希薄化は深刻な問題となっており、地域全体の問題として捉える必要があります。公的な支援制度（公助）から、住民一人ひとりが互いに支えあう仕組み（自助・互助）への移行が求められ、様々な取り組みが求められています。

本会では、3年目を迎える地域福祉活動計画の基本理念「地域のきずなを育み 誰もが安心して暮らせるまちづくり」の実現を目指し、地域のみなさんと協力しながら地域福祉の向上に取り組みます。

各事業においては、地域ニーズを常に把握しながら、それぞれの地域の課題に対応できるよう新たな事業の検討と見直しを行います。

社協は公益性の高い民間の非営利団体として、その使命と理念に基づき以下の目標を定めます。

目標

（1） 地域福祉活動計画に基づく事業の遂行

平成25年度に市と一体的に策定した「地域福祉計画・地域福祉活動計画」に基づき、計画の基本理念の達成に向け各事業を遂行します。また、各事業につきましては、見直し（PDCA サイクル）を図りながら住民のニーズに応えられる事業推進に努めます。

（2） 住民参加・協働による事業展開

地域住民、民生委員児童委員、福祉施設、ボランティア及び住民活動団体や福祉サービスを提供する事業者など地域のあらゆる組織と相互理解及び協働により、住民主体・住民参加の地域福祉活動の実現を図る事業を展開します。

（3） 地域で支え合う利用者本位の福祉サービスや総合的な支援体制の確立

地域の福祉ニーズに対して、福祉、保健、医療などの関係分野が連携し、身近な地域で総合的かつ効果的に展開される支援体制の確立に努めます。

（4） 地域コミュニティの構築

地域に住む支援が必要な高齢者にとって、近所に住む方を気にかける気持ちが重要と考えます。以前は当たり前にあった近隣同士の助け合いや支え合いの心が薄れ、近所付き合いのあり方までもが、社会問題として取り上げられてきました。その点について、もう一度見つめ直し地域コミュニティ構築の一助を担います。

（5） 地域の福祉ニーズに対応する事業の確立

制度の隙間にあり、行政的な支援を受けられない状態にある人々への支援に心がけ、既存の事業を通じて地域の福祉課題に対し、地域住民や団体・組織と協働して新たなサービスや事業の開発に取り組みます。

(6) 情報公開及び情報提供

地域に一番身近な組織として運営の透明性と中立性・公正性の確保を図り、事業内容や財政内容、また、福祉制度やボランティアなどに関する福祉情報を発信します。

(7) 個人情報の保護の徹底

社協が保有する地域住民や利用者及びその家族などの個人情報の保管や活用にあたっては、個人情報保護規程に基づき遵守します。協力者や関係団体に対しても守秘義務の遵守を徹底すると共に、厳格な取り扱いのもと情報漏洩の防止に努めます。

(8) 苦情解決体制の強化とサービスの向上

苦情などに関して、第三者委員の活用や苦情受付窓口などの強化を図ります。また、サービス利用者の権利擁護に十分配慮するとともに、意見箱を活用し、サービスの向上を図ります。

(9) 事業評価による効果的、効率的な運営

継続した事業評価を行い、事業の見直しを図ると共に職員一人ひとりのコスト意識を高め、効果的・効率的な運営を目指します。

(10) 自主財源の確保

会費・寄附金・共同募金配分金などの財源の確保を図り、自主財源の比率を高めるよう努めます。

(11) 法令遵守による適切な運営

法令を遵守し、自らの組織や事業に関する説明責任を果たし、信頼され開かれた社協づくりに努めます。

(12) 組織体制の確立

民間組織の自主性と、広く住民や社会福祉関係者に支えられた公共性の性格をあわせ持つ「地域福祉を推進する団体」として、地域住民及び地域の福祉関係団体から信頼される組織づくりを目指します。

(13) 職員の意識改革

各自が年間の具体的目標を設定し、具現化するための管理を行い職務に対する意識改革を図ると共に「社協職員としての自覚」「マンパワー」「事業視点」「地域住民・行政との協働」「福祉関係事業所及び団体と行政との調整」「コスト削減」などを再認識し、3ム主義（ムリ・ムダ・ムラをなくす）の徹底を図ります。

2 事業方針

(1) 地域の住民や団体の相互理解と協働・連携による福祉活動を推進します。

(2) 利用者本位の福祉サービスを実現します。

(3) 福祉ニーズを把握し総合的な支援体制の実現に努めます。

(4) 情報公開と説明責任を果たし信頼される組織を目指します。

(5) 法令を遵守し効率のよい自立した経営を行います。

3 重点的に取り組むべき事項

社協は、公益性が高く中立的な立場にある民間の非営利団体として、その使命と理念を実現するため既存事業の継続はもとより事業の見直し（PDC Aサイクル）や、福祉を取り巻く環境の変化に柔軟に対応し以下のとおり重点的に取り組む事項を掲げます。

（1） 総務事業係

経営基盤の強化を目的に、限られた資源（人材・設備・財源・時間・情報）の有効配分等、法人内の総合調整を図り、効果的、効率的な法人運営に努めるとともに、住民ニーズに基づいた社協らしい価値ある事業の更なる発展を目指し、次の事項を重点的に進めていきます。

① 財政運営の執行管理

職員のコスト意識の醸成を図り、事務経費の節減や財政調整などによる歳出削減を図りながら、財政の執行管理に努めます。また、平成27年度より制定された社会福祉法人会計基準に沿った適切な会計処理を目指します。

② 自主財源の確保

地域福祉活動を進めていくための貴重な財源となる会費や共同募金は、近年伸び悩みの状況が続いております。今年度は未加入事業所の発掘と加入促進を強化するとともに、みらい平地区を中心とした新住民への推進には、既存と違った周知方法や加入方法等に取り組み、加入率の向上を図ります。

③ 社会福祉法改正の対応

社会福祉法の改正に伴い、財務規律に適正化等適切な対応に取り組みます。

④ 指定管理施設の運営

平成28年度は指定期間の最終年度となります。引き続きサービスの向上、コスト削減、運営の効率化を図り、29年度以降も指定管理事業を継続できるよう準備に努めます。

⑤ 児童福祉の推進

子育て世帯が安心して働き、仕事と育児を両立できる環境の整備と地域の子育て力を高めるため「ファミリーサポートセンター」の拡充を図り、託児型援助サービスを開始します。また、「地域子育て支援拠点事業」においては、親子の交流及び相談援助など子育て支援機能の充実を目指します。

⑥ リスクマネジメントの徹底

重大事故を未然に防ぐよう、些細なことでも「報告・連絡・相談」の徹底を図ると共に、交通事故防止を目的に、「安全運転講習会」への参加や第三者を同乗させる前には呼気検査を行います。

⑦ 市立保育所民営化に伴う受託準備

市立保育所の民営化に伴い、平成29年度から公私連携方式により伊奈第3保育所を運営する予定となっております。移管手続きにおいては、市と密に調整を図り基本協定の締結や諸規定の整備、市県への申請等滞りなく受託できるよう準備を進めます。

(2) 地域包括支援センター事業係

地域住民の心身の健康及び生活の安定を資するため、保健、医療の向上や福祉の増進に向け、地域ケアシステム、日常生活自立支援事業、地域包括支援センターが一体となり包括的に支援します。

① 地域包括支援センターの運営

(ア) 総合相談支援業務

総合相談支援業務は、地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス、関係機関および制度の利用につなげる等の支援を行うものです。

具体的には、介護サービス・福祉サービスの紹介、各関係機関との調整・実態把握等を行っていきます。

(イ) 権利擁護業務

高齢者虐待対応では、要介護状態にない高齢者が虐待の対象となるケース、同居する養護者が就労者であり援護者の状況を認識せずネグレクトに到るケースなど事例が多様化しています。これらの相談対応の他、問題の予防やスムーズな支援に繋ぐため、発見時に迅速に対応する為のネットワーク構築を重点的に行い、問題の起因や必要な制度、相談の窓口や方法を重点的に啓発します。

また、親族間の関係の希薄化が問題視されています。特に独居高齢者や高齢者世帯の夫婦が共に認知症状を疑われ支援が必要になったとき、地域での生活維持が困難となり支援が複雑化します。今後は、成年後見制度による申し立て支援に留まらず、地域のニーズに応えられる支援、求められている情報を発信していきます。

(ウ) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

包括的・継続的支援に対応するため、関係機関との連携体制構築支援や介護支援専門員のネットワークの構築を図り、高齢者が地域で安心して尊厳ある生活を維持できるよう、エンパワーメントへ向けスキルアップします。また、地域ケア会議の開催により、地域の課題抽出、発見、資源開発を目指し、地域包括ケアを実現するために必要な情報の収集及び発信を継続して実施し増強を図ります。

② 在宅医療・介護連携推進事業

高齢者が地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、在宅医療・介護関係者の連携を推進していけるよう努めて参ります。

③ 生活支援体制整備事業

高齢者が地域とのつながりや生きがいを持ちながら暮らしていくため、多様な生活支援や介護予防・社会参加へのニーズを踏まえて地域住民をはじめとした多様な主体と、地域の特性に応じた生活支援等サービスの体制整備を図ります。

④ 認知症総合支援事業

認知症早期診断・早期対応の相談等を行い、本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる体制の構築を市と十分に連携し、推進体制の整備に努めて参ります。

⑤ 日常生活自立支援の強化

判断能力が低下し意思確認が困難なケースについては、成年後見制度の利用を視野に、状況に応じて適切な判断を行い支援します。また、今後ニーズの拡大と必要性が高まることが考えられるため、迅速で柔軟な支援が行えるよう体制を強化します。

⑥ 生活困窮者自立支援制度への対応

平成27年度より開始された生活困窮者自立支援制度に対し、既存の事業（日常生活自立支援事業、生活福祉資金、小口貸し付け事業、地域ケア事業）を活用し、これまで培われてきたノウハウを生かしオール社協で市との連携を図ります。

(3) ボランティア市民活動センター係

ボランティア市民活動センターの機能及び体制整備の充実を図るとともに事務の効率化に留意してボランティア活動を推進していきます。

① 発掘及び育成支援

従来のボランティア養成講座に加え、新たなボランティアの担い手の発掘や育成のため「傾聴ボランティア講座」「ガイドヘルパー講座」「要約筆記講座」などを開催します。

さらに、大学生や主婦などの若い世代の方々が気軽にボランティアに参加していただけるよう学習支援「みらい教室」や障がい児とのふれあい事業の協力を呼びかけます。

② プラチナ世代に対する事業

地域参加を目的として、色あせず元気でアクティブに輝き続ける団塊の世代（プラチナ世代）を対象に「料理教室」や「DIY講座」など、長年培ってきた知識や経験に趣味的要素をプラスした地域活動に活かせるような事業を進めていきます。

③ 災害ボランティアセンターの強化

関東・東北豪雨災害の経験から災害時のさまざまな支援活動の重要性を再確認することができました。社協は、災害支援ボランティアの調整など大きな役割を担います。災害発生時に、「災害ボランティアセンター設置マニュアル」に沿った体制や避難所などの運営を迅速に行えるよう災害ボランティア登録制度（仮称）の設立に向け準備を進めます。

④ 高齢者福祉の推進

高齢者の支援においては、地域住民主体の事業である「小地域会食サービス」と「ふれあいいきいきサロン」を効率的に運営できるよう研究し、助け合い支え合いの心のかよう地域づくりの推進に努めます。

⑤ 障がい福祉の推進

障がいのある子どもが健常者と触れ合い、保護者も安心して預けられるような活動の場所を広げるため、余暇支援活動の充実を図ります。また、障がい者理解促進事業の充実に取り組み、障がいに対する正しい理解と対応について引き続き啓発していきます。

(4) 地域活動支援センター係

障がいのある人が、住み慣れた地域で自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう生産活動や創作活動の機会を提供し社会との交流の促進を図ります。

① 特性に合わせた支援

生産活動（軽作業・自主生産）を通し、利用者一人ひとりの特性を配慮し働く意欲と作業能力・知識向上を支援します。また、創作活動（調理実習・書道等）を通し、楽しみながら技術の習得をすることができるよう支援します。

② 社会適用支援

社会見学・買い物等の外出の機会を多くし、地域の人たちと接することで、社会との交流を持ち社会のルール・マナーを身につけるよう取り組みます。

③ 健康及び交流支援

毎日行っている検温・ラジオ体操・散歩を継続し、体調管理に留意すると共に、積極的に施設での活動（野外清掃・散歩等）を行い、障がいに対する理解について啓発し、健常者との交流が広がるよう取り組んでいきます。また、今後利用者の高齢化に伴い体調の変化及び状態の変化に対応できるよう家族との連携を図ります。